

中部運輸局自動車交通部

令和7年2月25日 14:00発表

お問合せ先
中部運輸局自動車交通部自動車監査官
久世、猪飼 TEL 052-952-8082

タクシー事業の集中監査結果について《速報》

中部運輸局では、令和7年1月をタクシー事業者に対する集中監査月間として「重点監査項目」定め監査を実施した結果（速報）を下記のとおり集計しましたのでお知らせします。

記

1. 実施結果

中部運輸局管内25事業者に対して監査を実施し、18事業者について法令違反を確認しました（違反率72%）（別表参照）。

法令違反の内訳は、「適性診断未受診」10事業者（違反率約55%）、「適性診断結果に基づく特別指導の未実施」8事業者（違反率約44%）、「健康診断未受診」6事業者（違反率約33%）となっています。

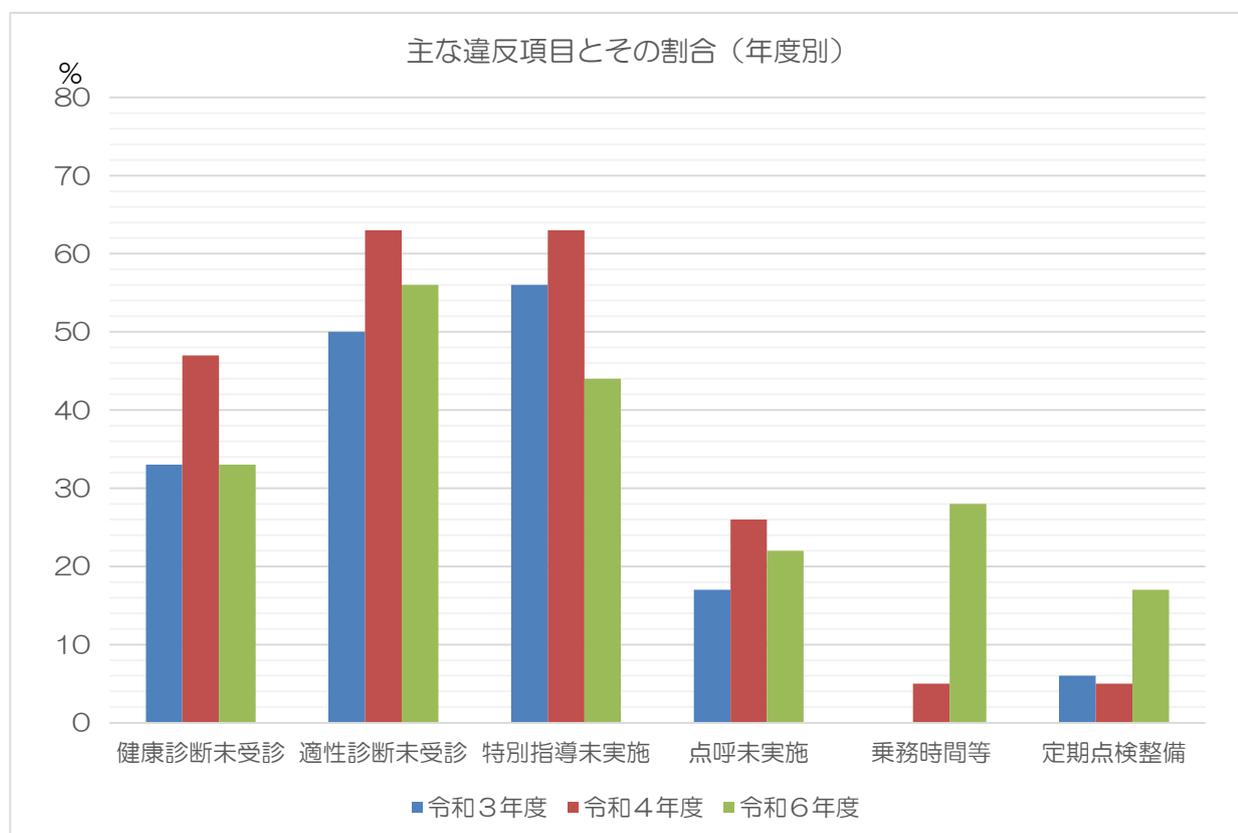
また、「乗務時間等」については5事業者（違反率約27%）に違反を確認しており、前回と比べて増えています。

2. 今後の対応

違反を確認した18事業者に対しては、違反事項を直ちに改善するよう指導を行っており、今後、処分基準に基づき厳正に処分を行うとともに、改善確認監査により改善状況を確認して参ります。

【法令違反の状況】

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	主な違反状況					
			健康診断未受診	適性診断未受診	特別指導未実施	点呼未実施	乗務時間等	定期点検未実施
愛知	7	6	2	3	2	1	2	1
静岡	5	5	3	4	4	2	1	1
岐阜	4	2	—	—	—	—	1	1
三重	5	3	1	2	1	1	—	—
福井	4	2	—	1	1	—	1	—
計	25	18	6	10	8	4	5	3



注) 令和5年度においては、集中監査月間を実施していません。

参 考

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

中部運輸局自動車交通部

令和6年12月11日 14:00発表

連絡先
中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 久世、猪飼
TEL 052-952-8082

タクシー事業者に対する集中監査の実施について

中部運輸局では、自動車運送事業における輸送の安全を確保するため、年間監査計画において乗合バス、タクシー、トラックの事業ごとに「集中監査月間」を設け、効率的かつ効果的な監査・指導の実施に努めています。

今年度は、1月をタクシー事業者の集中監査月間とし、以下のとおり「重点監査項目」を定めて監査を実施いたします。

今回の集中監査月間の結果につきましては、2月に速報値等を公表する予定です。

<重点監査項目>

- (1) 健康診断、適性診断の受診及びその結果に基づく指導状況
- (2) 適時適切な点呼の実施状況
- (3) 車両の点検及び整備の状況